

別表七の二

「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 連結法人が、当期に連結欠損金額が生じた場合に、当該連結欠損金額につき翌期以後に法第81条の9（第4項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受けようとする場合
- (2) 当期首前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日以前に開始した連結事業年度において生じたものに限ります。）又は当期首前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じたものに限ります。）について、平成27年改正前の法第81条の9（第4項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）又は法第81条の9（第4項を除きます。）の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金額 1」	<p>当期首前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日以前に開始した連結事業年度において生じたもの）に限り、連結欠損金額とみなされた金額を含みます。）又は当期首前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じたもの）に限り、連結欠損金額とみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。</p> <p>この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調整連結事業年度（法第81条の9第2項各号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度並びに同条第5項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度及び同項第4号に規定する適用連結事業年度をいいます。以下同じです。）の場合……「控除未済連結欠損金額11」の金額 (2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「翌期繰越額 5」の金額 	<p>平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額の繰越期間は10年とされていますが、同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額の繰越期間は、これまでと同様に9年であることを御注意ください。</p> <p>（3月決算法人の例）</p> <p>平成31年3月期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）に生じた連結欠損金額を10年間繰り越した場合に控除することとなる連結事業年度は令和11年3月期（自令和10年4月1日至令和11年3月31日）となります。</p>
「(1)のうち特定連結欠損金額 2」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調整連結事業年度の場合……「11」の内書の金額 (2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「(5)のうち特定連結欠損金額 6」の金額 	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期分」の「連結欠損金額」	当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額54」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。	
「連結欠損金の繰戻し額」	連結欠損金のうち法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	<p>措置法第68条の98第1項各号(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不适用)に掲げる連結親法人以外の連結親法人にあっては、当期が平成14年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、法第81条の31第4項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額、同条第5項に規定する災害損失欠損金額及び措置法第68条の98第1項に規定する設備廃棄等欠損金額があるときを除き、法第81条の31の規定の適用を受けることはできませんので御注意ください。</p> <p>なお、措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人(当期末において資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人に該当するものを除きます。)など)にあっては、上記のような連結欠損金額等の有無に関係なく法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「翌期繰越額 5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額 6」	「5」及び「6」の各欄は、「15」の欄に金額の記載がある場合には、それぞれ「翌期繰越額(1)－(3)＋各連結法人の別表七の二付表五「18」の合計) 5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額(2)－(4)＋各連結法人の別表七の二付表五「15」の合計) 6」として記載します。	
「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄	当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。	
「7」から「11」までの各欄の内書	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金額を記載します。	
「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額 8」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最初の連結親法人事業年度においては、「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額(別表七の二付表二「3の計」－各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計) 8」として記載します。	
「減算額10」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度においては、「減算額(別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計) 10」として記載します。	
「控除未済連結欠損金額 11」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 最初の連結親法人事業年度である場合 －((7)＋(9)－(10)) 又は(8) (2) 最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度である場合 ((7)＋(9)－(10)) 又は(8)	
「更生欠損金等の当期控除額がある場合の連結欠損金等の当期控除額の合計額の計算」の各欄	連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第59条(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合に記載します。	

3 根拠条文

法81の9、令155の19～155の21、措置法68の98